

令和3年 第1回定例会
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和3年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和3年3月8日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課 長	青田 浩二	参事	森本 陽子
-------	-------	----	-------

説明のため出席した者

総務部長	中嶋 敏純		
(総務課)			
課長	荒木 秀一	係長	石川 俊介
係長	金子 寛之	係長	関口 直人
(契約管財課)			
課長	和田 弘	係長	久原 和彦
建設産業部長	日名子 達也		
(土木管理課)			
課長	山崎 昇	課長補佐	田中 廣幸
主任	時津 貴文		
教育次長	山本 昭彦	教育委員会理事	金崎 良一
(教育総務課)			
課長	宮司 裕子		
(生涯学習課)			
課長	北野 靖之	課長補佐	久松 勝
課長補佐	和田 久美子		
水道局長	辻田 正行		

(水道課)

課 長 渡 部 守 史

(下水道課)

課 長 山 口 新 吾

本日の委員会に付した案件

議案第 4号 長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

議案第 6号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 長与町職員定数条例の一部を改正する条例

議案第23号 令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算

開 会 9時26分

閉 会 12時01分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

令和3年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会には議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第16号、議案第22号、議案第23号が付託を受けました。本日は、まず議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

おはようございます。それでは議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきまして提案理由を申し上げます。町村の選挙における選挙公営の対象を拡大することに併せて、町村議会議員選挙におけるビラ頒布を解禁し、供託金制度を導入する公職選挙法の一部を改正する法律が昨年12月12日に施行されました。今回の法改正に伴い町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁及び供託金制度が全国一律に導入された一方で、町村の選挙における選挙公営への対象の拡大に伴う選挙公営制度の導入につきましては条例に委任がなされております。本条例は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図ることを目的としており、長与町議会議員及び長与町長の選挙において選挙公営制度を導入するために制定するものでございます。本条例の第2条から第5条は選挙運動用自動車の使用について、第6条から第8条は選挙運動用ビラの作成について、第9条から第11条は選挙運動用ポスターの作成について、それぞれ公費負担の限度額や公費負担の方法を規定しております。第12条は委任に関する規定でございます。それでは本条例の内容について御説明いたします。

まず、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成に係る共通の事項といたしまして、公費負担の適用を受けるためには必ず有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ることが必要となります。また、公費負担の方法については、候補者と有償契約を締結した事業者から町に直接請求をいただき、町が事業者を支払うこととなります。なお、公費負担の額は、限度額の範囲内で実費をお支払いするものでございます。また、公職選挙法の改正に伴い、町村議会議員選挙において供託金制度が導入されることとなりますが、供託金が没収された場合は公費負担の対象とはなりません。なお、本条例は公布の日から施行することとし、条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用することとしております。

それぞれの公費負担額などの詳細につきましては、別紙の資料を用いて説明させていただきます。表題に「公費負担の限度額に関する国の考え方」と書かれているものでございます。こちらは、地方自治体が執行する選挙の選挙公営における公費負担の限度額について、国が留意事項などの考え方を示したものを一部抜粋したものでございます。

上段は選挙運動用ポスターの作成に係る通知、下段は選挙運動用ビラの作成に係る通知となります。この通知の当時、県や市を対象とした選挙公営に係る考え方を示したものでございまして、現在においても有効なものとなっております。改正の公職選挙法及びこれらの通知を基に本条例案を作り上程に至っております。本通知の内容につきましては後程御参照いただきたいと存じます。それでは2枚目をお願いいたします。こちらは「公費負担の対象及び限度額」の一覧表でございます。一番左に公費負担の種類を記載しております。こちらの種類ごとに説明をいたします。まず一番上の選挙運動用自動車の使用につきましては、①一般運送契約と②その他の契約に分類されることとなります。この①、②の両方の契約を同時に締結する場合におきましては、どちらか1つの契約について公費負担の適用を受けることを選択することとなります。初めに①一般運送契約について、本規定は自動車、燃料、運転手に係る一括契約を想定したものでございます。公費負担の対象は、選挙運動期間中において契約に基づき支払うべき金額としており、かつ1日につき1台に限られます。次に、契約の相手方は道路法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者となります。例を挙げるとすればタクシーやハイヤーといったものが挙げられます。次に、公費負担の限度額につきましては1日当たり6万4,500円、選挙運動期間の日数5日となりますと32万2,500円となります。なお、看板設置費用やスピーカーなどの附帯設備の料金は対象外となるため、契約をする上におきまして当該料金を明らかにしておく必要がございます。一番右端には参照条文を記載しております。続きまして②その他の契約について御説明いたします。これは、自動車、燃料、運転手につきまして個別に契約することを想定しており、かつそれぞれを併用することが可能となります。初めにア自動車借入契約でございますが、公費負担の対象は一般運送契約と同様、選挙運動期間中において契約に基づき支払うべき金額となり、かつ1日につき1台に限られます。契約の相手方につきましては基本的に問われませんが、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、当該契約に係る業務を業として行う者に限定されます。このことにつきましてはイの燃料供給契約、ウの運転手雇用契約も同様の取り扱いとなります。公費負担の限度額は1日当たり1万5,800円、選挙運動期間5日では7万9,000円となります。なお、一般運送契約と同様に、看板、スピーカー等の附帯設備に係る料金は対象外となります。続いて、イ燃料供給契約ですが、公費負担の対象は契約に基づき供給した燃料の代金となります。1日当たりの金額を定めるものではなく、選挙運動期間中に供給された燃料の代金の総額が公費負担の対象となります。公費負担の限度額は選挙運動期間におきまして3万7,800円でございます。次に、ウ運転手雇用契約ですが、公費負担の対象は選挙運動期間中において契約に基づき支払うべき金額となり、1日につき1人に限ります。公費負担の限度額は1日当たりでは1万2,500円、選挙運動期間5日では6万2,500円となります。次に、ビラの作成につきましては、公費負担の対象は作成単価に作成枚数を乗じた金額となり、単価及び枚数にはそれぞれ限度額がございます。なお、契約の相

手方はビラ作成業者、印刷業者等でございます。公費負担の限度額につきましては作成単価の限度額は1枚当たり7円51銭、これに実際の作成枚数を乗じた金額となります。ただし作成枚数には限度額がございまして、町議会議員選挙では1,600枚、町長選挙では5,000枚となります。これにより公費負担の限度額は町議会議員選挙では1万2,016円、町長選挙では3万7,550円となります。次にポスターの作成につきまして、選挙公営の対象となりますポスターの作成費用は、ポスター掲示場を使用するポスターの作成に係る費用のことを指しております。公費負担の対象及び契約相手方につきましてはビラの作成と同様の趣旨でございます。公費負担の限度額は国政選挙における公費負担の限度額の算出方法により算出することとされております。考え方といたしまして、ポスター作成に係る費用については印刷費と企画費、これは写真撮影やデザイン等の企画費から構成されております。算出方法は印刷費と企画費を盛り込んだ1枚単価の限度額を算出し、これに作成する枚数を乗じてポスター作成に係る費用を求めるといふものでございます。具体的には表の中に単価の限度額の計算式がございしますが、まず印刷費を求めするために1枚当たりの印刷単価の525円6銭に本町のポスター掲示場の数を乗じます。求めた印刷費に企画費の16万5,000円を加え、これをポスター掲示場の数で割ることによって1枚当たりの作成単価を算出いたします。1枚当たりの作成単価にポスター掲示場の数を乗じて公費負担の限度額を算出いたします。現在本町のポスター掲示場は68か所でございますので、限度額は20万736円となります。参考までに各公費負担の限度額を合計いたしますと、町議会議員では1人につき53万5,252円、町長選挙では56万786円となります。なお、選挙公営を受けるための手続きにつきましては、資料として提出をしております「長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（案）」を制定するよう検討しております。併せて御参照いただきたいと思います。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

公費負担の対象及び限度額の表の中で質問をさせていただきます。まず、選挙運動用自動車の使用の①に、例でタクシー、ハイヤーとありますが、レンタカーはどちらに該当するのをお聞きしたいと思います。それと、ポスター作成の単価の限度額の計算式の分子のプラス16万5,000円の根拠を教えてくださいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

まず1点目のレンタカーでございますが、選挙運動用自動車の②その他の契約ア自動

車借入契約に含まれることとなります。2点目のポスター作成の企画費の部分でございますが、前回、町議選の実績がありました町内業者とほぼ規模が同等であるとする町内業者2社から見積もりを取りまして、平均16万5,000円と算出をしております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今まで選挙ハガキがあったと思うんですけども、800枚を町の負担で候補者が告示日に発送ができるという、あれは選挙公営の一部じゃなかったんですかね。そうであれば今回から無くなるのかどうか。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

選挙運動ハガキにつきましては公職選挙法に規定されております選挙公営になりますので、それは今回の改正とは関係ないところでそのまま公営化なされております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

いただいた資料の2枚目を見ると、契約の相手方が作成業者となっております。直接町が支払うという御説明だったと思うんですが、業者から町に請求をしてもらうということなんでしょうか。例えば、ネットで印刷を頼んだ場合に、候補者が支払ってからあとで町からもらうということじゃなくて、町から支払ってもらうということだと、その請求の手順を上げていただければと思います。それともう一つ、ビラやポスターは当然告示前から用意しておくものになると思うんですけども、例えば、選挙の告示日の何日前から頼めるとか、そういうのはあるんですか。例えば1か月でも1年でも、いつから作ったものが対象になるのか、あまり早く準備し過ぎると対象にならないということがあると困るので、ちょっとその辺をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

まず1点目の請求の方法でございますが、おっしゃられたように候補者が一旦払ってという形ではなく、業者が直接町に請求をしていただくという形になっております。具体的な流れでございますが、今日、資料として規程に請求書の様式等を付けております。こちらの様式を活用していただいて、直接町に請求をしていただくようになります。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

2点目のビラやポスターを作成する時期という御質問ですけど、通常、事前の準備の行為という形で当然許されているものではあるんです。それが1年前、2年前となると、そこは許されるのかということは今お答えができないところですが、請求を上げていただくわけですので当然予算が整ってからでしかお支払いすることはできません。業者側が、1年も2年も前に作ったものの請求を待たせることができるかという観点もございまして、今のところは選挙執行の数か月前とかいうところでは想定しておりません。時期は具体的には申し上げることができないところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

それは、今後規定はしないんですか。あまりアバウトだと、こっちも作っていいものかというのが出てくるんですけど。それから最初の質問で、様式に沿って請求していただくということでしたけれど、ネット印刷会社に頼む場合でもこの様式に則ったもので請求してもらわないといけないということになるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

2点目の請求書の様式でございますが、先程説明しました規程は参考様式として載せております。規程の方にも書いておりますが請求の際はこの様式に準じてという形で考えております。この内容が盛り込まれている請求書であれば問題ないと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今後、ビラ、ポスターの作成の時期を規定しないのかという質問でございますけども、現段階においては規定することは想定しておりません。結局のところは、当該町議会議員選挙において使うポスターの契約を結んで、その契約書の写しを選管に提出いただき、そこで確認をとって、選挙が終了した時点で請求を業者から出していただくというものになりますので、契約をいつすべきかということは特段、現時点では触れておりません。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先程説明があった選挙運動用自動車ですけれども、①は包括的に委託するという形だと思っております。人件費も燃料代も込みの形で請求する。で、②のアについてはレンタカー業者との契約を想定しているとありましたが、よくあるのが、血縁関係がない個人から車を借りる、私も実際そうしていたんですけども、業を行ってない者に対する謝礼という形で支払いをしていました。このケースは、今回を見ると公費負担に当てはまらな

い。あるいは当てはまるならばどういった手順なのか、まず、この1点お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

個人との契約ですが、一覧表の②その他の契約のところに書いてございますが、契約の相手方が生計を一にする親族である場合は同居している配偶者やお子さんに限定して、例えば、レンタカーを業としてる人でないと契約できないということになるんですが、それ以外であれば個人でも問題なく契約をしていただいて構いません。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

自動車は普通のものとは違って貸し出すために法律の縛りがあると思うんです、いわゆる業として。謝礼程度で「自動車を貸してくれ」っていうことはできると思うんですけれども、使用した人ではない人が請求をするということは、一定そういった法律の縛りを受けるんじゃないかなと思うんです。だから、先程八木委員が印刷の件おっしゃったけど、いわゆる謝礼を出して、その謝礼を公費負担として町に見てもらおうということ是可以できるのかなと思うんですけれども、そここのところは法的に可能なのか。当然使ってもいいんですけれども、貸した人がリスクを負うようなことになったらなと思うんです。そうになると、これを使わないのがベストかなと思うんです。そここのところを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

先程もお答えをさせていただいたと思うんですが、契約の相手方がその業を業として行う者に限られているのは生計を一にする親族のみでございまして、それ以外の知人の方、例えば自動車整備工場の方等に関しては特にその縛りがございません。流れといたしましては、仮に知人から自動車等借り受けをされる場合は知人と候補者で有償契約を結んで、その届け出と諸々手続きあるんですが、有償契約を結ぶことが条件となります。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、分かりました。条例上はできると。ただ、別の法律もあると思うんで、それは個人で調べるべきことかなと思いますので、ここまでにしたいと思います。次にイの方ですけれども、ガソリンの契約になると思うんですが、これも別添の規程を拝見すると、入れるときにお金を払うのではなく、あくまでも業者から町に請求するという形だと思うんですが、簡単に方法を説明してもらっていいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

自動車燃料の供給につきましては、請求までの流れとしまして、まず候補者と燃料供給業者、ガソリンスタンド等になるかと思うんですけども有償契約を締結していただきます。その後、候補者から町選管の方に、立候補届けのときに契約締結の届け出という書類を出していただくこととなります。請求に関しましては、先程申しました請求書と附属書類としまして請求の内訳書。で、燃料を入れるときに給油伝票をもらわれると思いますが、そちらの方も業者から請求の際に一緒に付けていただくこととなります。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

大体分かりました。当然これは、選挙の際には詳しい説明がいただけると思いますので理解したいと思います。あと1点、全体的なことで、今回上限金額が設定されているんですが、公費負担ではなかった時代、過去の町議会議員選挙においてみなさん、どのくらいの支出をされていたのか、平均的な数字やMAXの数字があれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

選挙後に皆様からご提出いただきます収支報告書から数字を拾い上げておりますが、ポスター代のみが把握できたものの実績としまして、一番上が19万円でございます。印刷費の中にポスターとか、ハガキとかが入っている方もいらっしゃいまして、それが一緒に報告が上がっている方と、ポスターはポスター、ハガキはハガキで上がってきている方がいらっしゃいますので、今、申し上げた数字がポスター代のみが把握できたもののMAXの数字でございます。枚数もわかる分とわからない分とがあり、19万円の枚数が68枚かどうかは把握ができない状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

この公費負担の限度額の一覧ですけども、他市町での比較はされているんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

県内の各市町の状況でございますが、公費負担の限度額につきましては、選挙運動用自動車の使用に関しては全ての市町が同じ数字で、ビラの作成に関しましても同じような規定になっております。ポスターの作成につきましては、課長から説明いたしましたように企画費を長与町で調整させていただいております、時津町が同じ規定16万5、

000円、その他が国に準じた形で31万500円とする規定になっております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

お配りいただいた申請書の件です。候補者から選挙管理委員長に記載して出すんですけども、実績が違った場合は出さないといかんわけですか。それが一つと、今度は確認書ですかね、業者にまた候補者から出さないといけないと。業者から直接町の方に確認書を添付して請求書を出すという流れになっていると思うんですけども、そういう理解でいいのか。そして選挙収支報告書は書く欄が収入と支出になっているんです。そうすると、今回、直接業者に払うから収入と支出の欄に書く必要はないと思っていますが、その辺りの確認です。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

まず1点目の有償契約を締結されて届け出をされたあとに変更があった場合、変更契約をした場合は、改めて契約をした内容を届け出をしていただくようになります。あと2点目の手続きの流れですが、大まかな流れをもう一度言わせていただきますと、まず候補者と業者等の間で有償契約を締結していただく。その締結後に、立候補届けの際に各種の契約届出書という様式がございまして、契約をしましたという届け出を候補者から町選管に出していただくと。確認書の件ですが、こちらに関しては選挙運動用自動車使用の燃料の供給契約、ビラの作成、ポスター作成に関しては、候補者の方から町選管にこれだけの枚数を作りました、これだけの金額で燃料を供給しましたということで確認の申請を出していただいて、それについて、町選管の方でそれが限度内かどうかの確認をしまして、確認書を候補者の方にお返しします。そのお返しした確認書につきましては候補者から業者の方にお渡しをしていただいて、その次に契約履行が済みましたら、ビラ、ポスター等の納品が終わりましたら、候補者の方から業者に自動車などの使用証明書、この契約でこういうふうにご利用しましたよという使用証明書をお渡ししていただく。また、ビラ、ポスターについてはこの金額でこれだけ作りましたという作成証明書を候補者から業者にお渡しをいただいて、最終的に請求を業者から町にいただく際の添付書類として、確認書があるものについては確認書、あと使用証明書、燃料については供給伝票の写し等を付けていただいて、御請求をいただくという流れとなっております。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

3点目の収支報告書への記載についての御質問でございますけども、再度お調べして御回答したいと思います。一般的に言いますと、本人に関する収支が一切行われな

うな状況ではありますが、考え方として、みなしの形での収入という記載をする必要も
ございますので改めて回答させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

確認ですが、先程の計画書を出すときに枚数などが変わる可能性があるわけです。業
者とかは変わらなくても、その都度出していかないといけないのか、ちょっと煩雑にな
るんじゃないかなと思うわけです。この点についてもう一度御回答ください。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

先程言われました最初の契約と枚数が変わった場合、それは先程説明した契約の変更
になりますので改めて届け出をしていただく必要がございます。また、あくまでもその
中で公費負担ができる分が68枚ということにはなりますが、作った枚数について契約
の変更があった場合にはその届け出をしていただくようになります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確認なんです、自動車の方のウの運転手雇用契約が1日につき1人までですが、今
まで私は選挙カーは使ってないので分からないですが、選挙のお手伝いをボランティア
でしてもらった場合に、先程の収支報告書等で役務の無償提供みたいな形でやってもら
ったりとかいうのがあったと思うんですが、簡単に言うと、選挙カーの運転手を家族以
外の誰かに頼んだら1日1万2,500円まで公費で出せるということによろしいんで
しょうか。あともう一つ、書式の資料をいただきましたけれども、最初に自動車の使用
契約届出書がありますが、これの2番、自動車、運転手、燃料代とありますけれども、
今話を聞くと、結構燃料代の契約とか面倒くさそうだなと思うんで、それはもう自腹
で払うとして、運転手の雇用だけ契約して届け出てもいいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

1点目の運転手の件に関して、現状の制度でも運転手を労務者として支給できるところ
でございますが、そことの違いは、運転手と有償契約を結んだかどうかというところが
違いになってきます。2点目の質問ですが、今回、条例を上程させていただき、選挙
公営の制度としてこれだけのメニューを上程をさせていただいておりますが、先程委員
おっしゃられたとおり、ビラに関しては使うけど、運転手、自動車については使わない
よというところは、候補者の方で選択をしていただいて構わないと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も今の質疑を聞いてて、もう少し理解を深めたいと思ひまして、先程の手続きの関係で、契約の日程はいつでも大丈夫なのかと言われていたんですけども、そこと少し関連するかと思うんですけど、先程内村委員から言われた申請等々の確認のやり方ですが、契約届出書を出す行為がいつからできるのか。事前審査の段階で全部まとめて1回出してしまうという形になるものなのか。確認申請書を出して、その確認申請書を1回返して、業者にまたそういうふうによりとりをしてという形で言われていたんで、契約の届出書がいつの段階で出せるのかということが気になって。事前審査のときに全て1回出して、そこで確認して1回戻して、また次の提出がいつになるのか。最終的には恐らく立候補届け出のときに全部まとめてという形にはなると思うんですけども。その前の準備が煩雑で、いつから出されてそれが有効になるのか。そういう行為をしていいものなのかどうなのか、もし分かれば教えていただきたい。あと当然供託金の支払いが発生して、先程出た供託金が没収されるとそもそも公費負担ができませんよということになるとかで、供託金の没収の目安、法定得票数だと思ひんですけども、例えば仮に長与町の選挙の場合の有効得票がどれくらいなのか、参考までに教えていただければと思ひます。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

先程の契約の日程等々に関する御質問ですが、いつから準備を始めていいのかっていうところも、選挙の事前準備というのも、選挙運動と政治活動というところで非常にグレーな部分も出てきます。選管としては、この書類を最終的に出していただくのは当然告示日になります。ですので、その前で契約がなされていたら事前審査の中で確認をさせていただきます。事前審査も1か月ほど手前にやりますので、その契約がなされてない場合もありますので、そういった意味においては都度都度確認をしていきながら告示日には、告示日現在の最新を出していただくということになります。

○委員（金子恵委員）

石川係長。

○係長（石川俊介君）

2点目の供託金没収に関してですが、供託金の没収点に関しましては公職選挙法に規定されておりまして、有効投票総数を定数で割ってさらにそれを10で割った票数未満となっております。例えば、2万票有効投票総数があった場合、町議選におきましては

それを16で割ってさらに10で割って算出しますと没収点が125票、町長選で言いますと2,000票が供託物没収点となります。なお、直近の選挙における有効投票総数ですが、平成27年に行われた町議会議員選挙におきましては1万6,801票、平成24年の町長選挙におきましては1万8,193票が有効投票総数となっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最初の契約の届け出の関係ですけれども、そうすると最初、事前審査の段階がまず出すタイミングなのかなと。前というのは候補者の側としても出しにくいと言いますか、何をもって出すのか。立候補を準備しているんだから出せるのは出せると思うんですけど、個人的に考えると、選挙となると早目、早目に準備したいと思いますし、選挙戦に入ってからこういう手続きはしたくないというのが皆さん同じ考えだと思うんです。そういう意味では手続きがあまり煩雑になると、それに追われて本来の選挙運動ができなくなる可能性もあるかなと思いますんで、タイミングとしては事前審査になるんですかね、最初に届け出を出すというのが、そういうふうと考えていいものなのか。あともう一つ、先程出ているピラ作成等で、ネット印刷は支払うことで契約が成立するみたいな形になっていると思うんです。お金を事前に払うことで印刷物を印刷して返してもらう。そうすると、こういうのは使えなくなるものなのか。相手との契約の方法だと思うんですけども、こういう形で契約したいからこちらから請求するような形をしてくれということになると思うんですけども、先程言われた、支払うことで契約が成立するというものはこれには該当しないと考えていいものなのか、そこら辺をお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず1点目の事前審査でございますけれども、事前審査というのはあくまでも立候補届け出をスムーズに行うものであって、最低限不受理とならないものです。契約が整ったタイミングでお出しいただくというものになりますので、そういう意味におきましては事前審査にこだわらなくとも、そのあとに持ってきていただいて、大丈夫であれば当日お持ちいただければという話にしかならないと思います。そして2点目のネット契約、確かに現在そういった方法がありますが、実は公職選挙法や各市町の条例においてもその辺を想定してないのではないかと考えております。今後こういったところも、次の、2年後の町議会議員選挙までの期間を利用して研究していきたいと思っております。現状においては、手続き上はこのやり方になるということで御理解を賜りたいと思っております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の関連なんですけど、今回のはあくまで長与町の条例ですよ。ということは、この書式の契約届を出して、確認書を出して、請求書は業者からというのも、それだとちょっと先払いのネットには使えないから、そういうのも長与町では使えるようにするということはできるんですか。それとも法律上できないとか、どちらでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

この行為に関して、つくりの中で法に規定されるものもあれば、手続きを町で定めるものもありますけども、この公営の申請自体、告示日に提出することは全国一律に決められています。国政選挙においてもそのような形です。それに準ずる地方自治体の選挙という意味においては準じていかなければならない。だから先払いをさしてしまうと、請求に基づき町が負担をするという考え方ではなくなってしまいますので、あくまでも選挙執行のタイミングでしか町がお支払いできないと御理解いただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

いろいろ聞いておりますと、契約は候補者がするわけですよ。で、支払いは基本的に町がするわけですよ。どうもそこがしっくり来なくて。例えばポスターとか作って、請求は町にしてくださいとかいうような話もできるかと思うんですが、例えば軽自動車のガソリンを1回入れに行って2,000円とか、3,000円のお金をですね、それも先程供託金の話が出て、そこでこの人は没収の対象にならないということが確定した以降にしか払えないわけですよ。だから、当然契約はしていても支払いは遅くなるということが想定できるんですが、そういう中で、とりあえず候補者が立て替え払いをして、その領収証で町の方に請求するとか、そういうことは法的にできないんですか。そういう仕組みを是非考えていただきたいと思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

おっしゃることもよく分かります。公費負担に関する考え方が、先程申し上げましたけど公職選挙法の中で国政選挙の手続き等が定められておりまして、地方の選挙はこれに準ずる、逆に言えば準じなければならぬという形になりますので、現状においては、手続き的には今回条例で定めているような都度都度のお支払いではなくて、まとめて町の方から事業者に払うという手続きになりますので御理解をお願いいたします。ただ、

今後、法の改正等が出てきて自治体にそこが委任されるようになりましたら、当然町のやり方は変わっていくということで御理解を願います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりましたけども、そうであるならば、例えばガソリン代の契約の仕方とかも十分研究して行ってください。入れてみらんば幾らか分からないものを事前に契約できないと思うんです。あとあと問題のないように十分研究をされてください。お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

場内の時計で10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時26分～10時39分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。本議案は有識者等の意見を施策の実施に反映させるため、3つの附属機関について新たに追加をするものでございます。まず長与町空家等対策協議会につきましては、今後高齢化社会、人口減少、建物の老朽化等の社会問題を背景に空家等に関する問題が深刻化していくことが予想されることから、空家等対策計画の策定及び

変更、実施など空家等に関する対策の充実強化を図るために設置するものでございます。委員の構成は7人以内、任期は2年としております。続いて長与町学校事故調査委員会につきましては、学校事故の原因究明、その他の詳細な調査及び再発防止を図ることを目的として、中立的な立場の外部専門家による詳細な調査を実施するために設置するものでございます。委員の構成は5人以内、任期は会期中としております。次に新図書館整備計画検討委員会につきましては、新図書館の整備に当たっての施設の指針となる基本構想及び基本計画の策定に係る提言、その他重要事項の調査及び審議につきまして、専門的、客観的見地からの意見を反映するために設置するものでございます。委員の構成は15人以内、任期は担任する事務が終了するまでの期間としております。なお、附則におきまして、施行日を令和3年4月1日としております。

続いて、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は議案第6号において追加する3つの附属機関に関し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について新たに規定するものでございます。別表の町長の部に長与町空家等対策協議会委員の報酬額を新たに加え、別表教育委員会の部に長与町学校事故調査委員会及び新図書館整備計画検討委員会の委員長と委員の報酬額をそれぞれ新たに加えるものでございます。附則におきまして、施行日を令和3年4月1日としております。それから議案第6号、第7号に関しましては、新旧対照表をそれぞれ提出しておりますので御参照願います。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まず、議案第6号についての質疑はありませんか。内村委員。

○委員（内村博法委員）

長与町空家等対策協議会は条例が産業厚生の方でされているんで、どこまで質疑ができるか委員長に采配していただければと思います。空家等対策協議会7人以内とありますが、これはどういうメンバーがなられるのか。民間も入っているのかどうか。それから同じく長与町学校事故調査委員会、それから新図書館整備計画検討委員会、これもどのような方が委員となられる予定なのか。この3点をお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

空家等対策の件ですが、7名の中には民間の方が含まれております。特措法の第7条の中に構成的なものは書いてあるんですが、今現在、建築士や宅地建物取引士、土地家屋調査士や不動産鑑定士などを考えております。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

長与町学校事故調査委員会につきましては、お手元に定例教育委員会3月に上程する予定の資料を添えさせていただいておりますが、その第4条に委員の構成について4項目挙げさせていただいております。医師、弁護士、その他学校事故に関する学識経験者、そして学校教育に関する学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者の中から5人以内と考えております。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

新図書館整備計画検討委員会のメンバーですけれども、図書館協議会のメンバー、社会教育委員、小中学校の代表者、図書館ボランティア団体、県立図書館関係者等の学識経験者、また、利用者等を考え公募から数名、以上のメンバーを想定しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

学校事故調査委員会について伺います。一つずつ確認したいんですが、まず任期というか、会期中というのはどうなるのでしょうか。何か事故があったときに設置して、結論を出して終わりということによろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程、資料としてお渡しをさせていただきました第3条のところで発生する事故等について想定をしておりますが、その事故が発生をいたしまして実際には基礎の調査を行います。基礎の調査を行ったあとに、この事故が死亡事故、あるいはけがや疾病が起こってそれが30日以上続いたケースについてさらに詳しい調査を行うことにしておりますが、保護者の方の調べて欲しい、詳細調査を行って欲しいという申し入れを受けたあとに教育委員会の方で詳細調査を行うかどうかの判断をいたします。そこから会期の始期が始まりまして、この調査が終わるまでが会期中になります。文部科学省に全てこの調査については上がっておりますが、これを見たところ最長で3年以上かかっているケースもございますので、会期は短いものから長いものまであるかと認識をしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

人数が5人以内となっておりますけど、今の話だと会期がかなり長いケースもあるということなので、言ってみれば事故自体もそんなに頻繁ではないと思うので、これは仮の話ですけれども、対象となる事故が起きて、設置されて、その事故は終わったと。また次に別の事故が起きたら、その際は、また別の委員を選定して設置するということにな

りますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

つまり事故ごと、事件ごとということになるかと思いますが、そこがダブった場合も別々の委員会を立ち上げることになろうかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

根本的なことですけれども、今、学校事故調査委員会を本町に設置する理由、背景等があればお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

この学校事故に関する詳細調査につきましては、学校事故に関する指針というのが平成28年3月に文部科学省から出されておりました、これまで詳細調査のための委員会が設置されておりました。県内を調べてみますとどこにも設置されておられません。このきっかけになりましたのが、2月の定例教育委員会の方では御報告をさせていただいたんですが30日を超える事故が起こっております。これは子ども同士が体育の時間に衝突して、一人の児童の頬に歯が接触をしまして8針ほど縫うようなけがになっております。このけがにつきまして30日以上超えるということと同時に、基礎調査が終わって報告をさせていただいたんですが、保護者の方から詳細な調査をお願いしたいというお願いがございました。その調査をするに当たって判断するというのもありますが、まず調査委員会がないことにはこの調査はできませんので、保護者の方には調査委員会をまず設置をすることで用意をしていきますのでお待ちくださいということで、今、待っていただいている状況でございます。それが大きなきっかけになっているところで。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最後に、第4条で、委員は教育委員会が委嘱するとなっておりますけれども。もちろん長与町教育委員会のことではないんですが、一般的にいわゆるいじめ、自殺とかが起きたときに、結構、学校あるいは教育委員会は隠そうとしたりするケースがこれまでも実際にあたりして、そういった事故の場合に教育委員会が委嘱するとなると、その時点で利害関係とは言わないですけど偏ったりしないのかなという問題が。かと言って誰が選べばいいかと言うと難しいんですが、例えば町長が委嘱するとかは難しいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程申し上げました、文部科学省から発出されました学校事故対応に関する指針に基づいてこの設定をさせていただいております。つまり、これまでの幾つか、文部科学省の方のページに報告が上がっておりますが、全てこれに基づいて設置をされているものと考えておりますので、まずはこれに倣いたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も学校事故調査委員会の件で、今、説明の中で、いわゆる身体事故等を想定されているようですが、いじめによる自殺とかが起こった場合には、いじめじゃなくても自殺といったケースでも、この事故調査委員会が設置されると考えてよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、いじめに関しては別立てで既に調査委員会を作っておりますので、いじめは別でございます。その他の自殺とか事故、あるいは天災、人災も含めて全ての事故になります。また管轄につきましては、第2条のところに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令と書いてありまして、登校の始めから下校で家に帰るまでというところが管轄にありますので、状況によっては交通事故も想定されるのかなと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。それと県内市町村ではほかには設置をしている所は無いというお話でしたが、他県では見受けられるようなんですけれども御存じですか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

他県ではこのような設置があっております。既に公開されております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

報酬に関して触れたいと思うんですけれども、委員の選任の予定の中に医師、弁護士、かなり高い専門性を持たれた方がいらっしやると思います。よその報酬を見てみると、今回7,400円と7,000円で提案されていますけれども、医師とか弁護士が果たしてこのぐらいで、これだけの重大な責任を持った委員会の委員を、果たして妥当なのかな

と考えられます。例えば、今現在、介護保険課とかで行われている認定調査会等でもかなり高額な報酬を支払っていると思うんです、医師に関してはこの倍以上払っていると認識しています。この金額について委員会としてどう考えているのかというお尋ねです。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

確かにおっしゃるとおり、その資格を持ってこの委員会の仕事に当たるということになると、本人の資格に対する単価は見合わないものとなります。本町においてこの学校事故調査委員会のみならず、附属機関の中においてこれまでも医師の分を特別に高くする設定がされてきておらず、今回もそれに倣って一般的な7,400円、7,000円ということで設定をするというところで協議をしたところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私はこの設置に関しては何の異論もございませんが、やはりこの報酬の部分ですよね。かなり高い責任を負わされると思うんです。もし住民側、児童の保護者と揉めているケースでは、後々非難や中傷とかを受ける想定も考えられます。ということは、かなり高いリスクを持ってこの方々はこの任を受けないといけない。やはり、それに見合う報酬、資格が無くてもできるような方々の報酬とは一線を画すべきだと思います。条例の設置自体には異論ありませんが、この報酬部分については庁舎の中で再検討をしていただきたいと思うんですけれども、改めてお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

専門資格と言いますと医師だけでなく弁護士、それから税理士、いろんな形での資格の方がいらっしゃいます。現状本町においては一般的な7,000円という委員報酬で定めてきております。他市町においては既に資格職での報酬額と定めている自治体もございまして。こういったところは今後研究していくことが必要だとは認識しております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

新図書館整備計画検討委員会ですね。以前も検討委員会が設立されて、いろいろ検討されて報告書まで出されているわけですよね。今回、2回目の検討委員会ということになるわけですがけれども、前の検討委員会は全く無視されるということなのか、新たに検討していくという考え方なのか、基本的な考え方をお聞かせいただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

委員おっしゃるとおり、平成26年、平成27年に基本構想、基本計画はできています。基本的にはそれを改定という作業になるかと思います。ちなみに、委員のメンバーにつきましても前回の委員を参考に、踏襲しながら選考していく予定にしております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この3つの協議会委員会の委員の選任について冒頭質問があつておつたようでございますけども、改めてなんです、行政の運営に関わる委員会とかにチェックする側の議員がその委員として入っていたという状況がほかの委員会で見受けられることがあったんですけども、改めて議員の選任、委任は考えておられないですよ。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

空家特措法第7条に市町村議会の議員という文言もありますが、今回は地域の住民の代表者ということで、議員の方はおいて考えたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

学校事故調査委員会に関しましては、その想定はしておりません。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

新図書館整備計画検討委員会につきましても、議員を選定する予定はありません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

新図書館の委員会についてお伺いしますが、一応令和8年度竣工という予定にはなっていると思うんですが、そのためには結構スピード感が必要だと思うんですが、こちらを見ると、委員会の委員は一般公募と書いてあるんですけども、あまり悠長にはできないのかなとも思っているんですが、今回の条例での設置後の委員選定や次の委員会の実施等のスケジュールがもしあればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

スケジュールですけれども、予定としまして4月から6月までの間に委員を選定、公募を行います。それから7月に第1回の検討委員会を予定しております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

空家等対策協議会ですけれども、この協議会は、あくまでも特定空家の認定に限っての協議会になるんですか。本会議での一般質問の中でも、「今後、空家等対策計画というのを作っていきます」という話があったんですけれども、それもこの協議会の中で協議されていくものなのか、お伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

空家等対策計画の策定というのが今回の附属機関の設置条例の別表にありますとおり、策定及び変更に伴って特定空家等に関する措置ですから、認定から助言、最終的には行政代執行といったことも出てくるかと思いますが、それにつきまして決定していきます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。次に学校事故調査委員会で、先程質疑の中で死亡事故や30日以上のが等々で調査するとありました。死亡事故の方は理解しますが、30日の規定は先程の上位法か何かでそういうふうになっているものなのか。30日を超える事故でない場合も調査の対象にしていくものなのかお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

法ではございませんが、先程御紹介いたしました文部科学省によります学校事故の対応に関する指針の中に、対象となる事故が死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合など重篤な事故と例示されておりますので、このことを参照したいと考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

難しい判断になるんですね。例えば治療期間に30日ぐらいかかりますという形にな

って、20日ぐらいで治療が終了しても、そういう重篤な事故というラインを一つ引いているだけであって、必要であれば調査をしていくという考えでよろしいでしょうか。

○委員（金子恵委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

図書館整備計画検討委員会ですけれども、先程も御説明がされたのかもしれませんが、組織としては優れた識見を有する者及び一般公募ということで、一般公募も受け付けると。公募はいつから受け付けをされる予定ですかね。で、選定はどのように、たくさん公募があったときにはどういう判断をされるのか、分かればお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず公募の時期ですけれども、5月号の広報に載せる予定にしています。もしくは図書館利用者の方が中心になりますので、図書館でも募集案内を考えております。人数的には2名から3名程度を今考えていますが、もし応募多数になった場合につきましては、現在のところ、その対応は協議中でございます。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。議案第7号でもかまいませんが、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず議案第6号についての反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第7号についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ただいまより議案第8号長与町職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議案第8号長与町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。本議案は水道局における事務事業の集約化による組織体制の見直しを行うとともに、町長部局における行政需要や業務量の増加に対し柔軟に対応できる組織体制を構築するために、職員定数の内訳を変更するものでございます。改正の内容ですが、第2条に規定する定数の内訳について第2号町長の事務部局の職員181人を185人に改め、第3号公営企業の事務部局の職員24人を20人に改めるものでございます。なお、附則におきまして、本条例の施行日を令和3年4月1日からとしております。

併せて新旧対照表、それから令和3年度水道局機構改革における新旧機構図対照表を提出しておりますので御参照願います。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

辻田水道局長。

○水道局長（辻田正行君）

私の方から、お手元にお配りしました資料について説明させていただきます。施政方針や議案第8号の提案理由でも触れておりますが、令和3年度より水道課と下水道課を統合し2課6係体制から上下水道課1課5係体制とする組織機構の見直しを実施します。本議案は公営企業の事務部局、すなわち水道局の職員定数を24名から4名減の20名とするものでございますが、減の理由といたしましては、現在浄水場や浄化センター等の施設の運転管理に関わる業務につきましては包括民間委託で実施をしております、これらの施設の運転管理に係る人員配置の減が主な要因となっております。ちなみに令和2年度の水道局の人数ですが、水道課は局長含め12名、下水道課8名ということで、現在20名体制で業務を行っております。それと見直しの主な内容といたしましては、

水道課、下水道課の業務係を統廃合し料金総務係を新設するほか、水道課工務係は水道工務係に、下水道課建設係は下水道建設係に係名を変更いたします。これにより水道料金、下水道使用料業務の一元化による各種届け出等の受付窓口の一本化を行い町民へのサービス向上を図るとともに、水道事業、下水道事業の連携による経営コストの削減及び経営の安定化を図ってまいります。また、4月から水道、下水道の使用開始、廃止等の手続きがインターネットに接続したパソコンやスマートフォンでのオンライン申請が可能となるほか、水道料金等の支払いにつきましてはキャッシュレス決済の導入によりスマートフォンによる支払いも可能ということで対応してまいります。今後も引き続き経営戦略に基づいた経営の改善を行いながら、町民のニーズに対応するよういろいろなサービスの導入に向け研究していきたいと考えております。私の方から以上になります。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

定数ですけど、水道局が24が20になって町長部局が4人分増えるということでしたので、私は実際にその人数が水道局から町長部局に4人増えるのかと思ったんですが、今の局長の御説明だと既に上下水道課は20人ということなんですか。そうすると町長部局も定数が変わるだけで人数的には変わらないということなんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今現在、町長部局の方が181名の定数に対して180名おります。1名余分な定員がございます。水道局の実際の減員を見ますと今回3名の減という形になります。実質的に町長部局に移ってくるのは1名ないし2名ということになってくるんですけど、そういった中で定数を当然、現人よりも多く定めないといけないという点もございます。また、これまで定数24のままでできておりました。今回、機構改革に合わせて定数の内訳をお願いするわけですが、これまで条例を改正する理由が出てきておりませんでしたので、今回コロナ禍における業務量の増加とか、それに伴って定数枠を使うような職員の任用も必要になるかもしれません。こういった意味において町長部局の方に余分な人数を持ってくるという考えに至っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

議案の提案理由を見ましても水道局の体制見直しに伴うという理由が示されておるんですけども、減らす部分は今の説明で十分分かったんですが、重要なのはどさくさに紛れて増やしているんじゃないかなという気がしましてね。できれば増やす方の理由を。

先程コロナ禍によって忙しいという話なんですけど具体的にもう少し詳しく、どこの人員が不足しているとかですね。コロナ禍を理由にすれば何年か先には減らしてくるような話になるのかなと頭に入れておかないといけないものですから。増やす理由をもう少し詳しくお願いをしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

水道局の減員が今回減ずる人数が3名、そのうち退職者が2名入っております。こういった中で、実は新規職員の採用の時点でこの分の調整をするような予定にしております、全体で4名の退職に際して採用は3名しか行っていません。1名については今の行政需要に対応するためという形で採用しているわけですが、この定数を持ってきた理由の一つに、定年の延長とか、コロナ禍における業務の複雑さがあります。定年の延長については、果たして今回4名増やしたので足りるのかという議論もありますが、まだ定年延長制度については国の方からどのような形になるか、まだ示されていない状況です。将来的に確実に町長部局は今の人員では足りなくなることが予想されますので、今回は水道局をそのままにしておくという考え方もありはしたんですけど、そこに置いといてもそこで任用しないわけですので、町長部局の方にそういった将来的な展望を見越して持ってきた、増加させたということで御理解をお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

業務係が2つ、上水道と下水道とあるんですけども、この業務係が先程の説明によればキャッシュレスの支払いとかで、ここの部分が実質的に減るというふうに理解してよろしいんですか。それが一つと、先程外部委託の話があったんですけども、これから上下水道はインフラの改修とか、老朽化とか、将来出てくる可能性があるわけですよね。この人員体制でその辺りはどのように考えているのか。今のところ必要ないということであればそういう回答でも構いませんけれども、その2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

辻田局長。

○水道局長（辻田正行君）

委員が言われたとおり、水道課業務係、下水道課業務係とそれぞれ会計が異なっておりますので、それぞれの業務として現在行っているんですけども、4月から料金総務係ということで、業務の中に共通する部分が多々あったということで、そういった部分を見直すということで今回機構改革を行っています。その中で、一元化したことによって支払いや開始、廃止の手続きがオンラインでできるようになるといった部分のメリットも出てきております。それから今後の施設の老朽化に対する考え方ですけども、現

在、戦略に基づいて耐用年数等を考慮して計画的に実施しておりますのでインフラ部分につきましては工務係、建設係もそのままとし、ほかの係については現在の体制をそのまま継続していく考えでおりますので、インフラ整備につきましては戦略に基づいて今後も計画的に実施していくものと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

参考までに、定数24の状況でのそれぞれの係の人数を教えてください。先程の局長の説明ですと工務係、建設係はそのままの体制でということなんで人数は変わらないのかなという気はしたんですけども、その業務係が4人減る、既に20ですからね。その辺がどういう形になるのか参考までに教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

現状でございますが、令和2年度におきましては水道課業務係が5名、工務係が4名、浄水係1名、下水道課業務係が3名、建設係が3名、処理場係は兼務ですのでゼロです。そのほかに局長、水道課長、下水道課長、下水道課参事となっております。

○委員（金子恵委員）

辻田局長。

○水道局長（辻田正行君）

現在定数24の内訳ということで、以前の答弁で浄水場に4名、浄化センターに1名配置をしていた分がそれぞれ現在1名、浄化センターについては兼務となっておりますので、その4名分が今回の減の理由となっております。今後につきまして業務係は統合するわけですが、業務自体の量につきましては共通する部分もあるんですけども、会計等別々の面もありますので、それぞれで対応していく部分が多々あると思っておりますので、20名体制でそのまま引き続き行いたいと水道局としては考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

提案がそれぞれの業務係を一本化するということで、その中で定数削減が可能だという理解をしていたんですけど、今の説明ですと料金総務係は今の業務係の定数枠内でやっていくという形で理解していいのか、それとも今後の改正の中で改めて人数が変わっていくものなのか、そこら辺はどう理解していいのかですね。今までの業務係は料金総

務係に定数そのまま、5人と3人の体制で行っていくという理解でよろしいんですか。

○委員（金子恵委員）

辻田局長。

○水道局長（辻田正行君）

4名減の理由が包括民間委託ということで減員をしていますよということで理解をお願いしたいと思います。その人数が4名、浄水場が3名、浄化センターが1名の減ということです。今度24名から20名となるんですけども、20名につきましては業務係が統合するんですが、例えば浄化センターといった施設の人員配置が必要な場合も今後出てくる可能性もございますので、そういった部分については定員内で、各係について業務に応じた人員配置を行いたいと考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

現状の浄水係と処理場係にはそれぞれ定数があったわけですね。浄水係4人と処理場係1人の枠で24人の枠があって。既に今、浄水係が1名で、新たな体制でも1名、処理場係も今のところ兼務しているんで、そこもそのままの体制でいくとなると、確かにこの上下水道課を一本化することで課長級の職員が1人無くなってしまうという意味では一定のコストの削減には繋がるのかなって思うんですが、課長級を1つ無くすというのが上下水道課を一本化する大きな理由になるのかなと思うんで。これまでも関連する業務が多かったということで一本化されたんだろうと思うんですけど、もう一つその一本化をするメリット、先程説明した以外にないものなのか、一本化しなくても定数を24から20に変える形でも大丈夫だったんじゃないかなという気はするんですけども、一本化した方が良かった経緯がもう一つあれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

辻田局長。

○水道局長（辻田正行君）

先程から料金関係につきましては御理解いただいていると思っております。そのほかのメリット、デメリットという部分がございますけれども、水道工務、建設係につきましてはそれぞれ専門職が配置されております。行使的に類似する技術関係でございますのでこういった部分の情報共有、水道、下水道で別々だったものが今回一つの課になって連携して取り組める、水道、下水という別々の行為でなくて一体化して取り組めるという部分があります。また、災害等が発生した場合に応援等につきましても連携がスムーズに図られるということで、緊急対応においてもスムーズになるという部分もメリットとして上がっております。デメリットにつきましては、それぞれの人数が今回減になりますので今後の経営等にもいろいろ出てくるかと思っておりますけれども、そういった部分について今後も研究が必要だということで御理解いただければと思っております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号長与町職員定数条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、議案第23号令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

それでは、議案第23号令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。長与町駐車場事業特別会計予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。まず歳入でございますが、1款1項1目1節駐車場使用料665万5,000円です。長与嬉里駐車場の一般の駐車分として月平均13万円、年額156万円、前年度より36万円の減でございます。次に定期駐車分になりますが、長与嬉里駐車場分が1台当たり税込みで月額8,800円、月平均27台、年額285万1,000円、前年度より31万7,000円の減でございます。続きまして吉無田駐車場が1台当たり税込み月額5,500円、月平均34台で、年額224万4,000円、前年度同額で計上しております。また、滞納繰越分につきましては存目として計上しております。一般分、定期分、滞納繰越分、合わせまして665万6,000円で前年度より67万7,000円、9.2%の減収を見込んでおります。次に2款1項1目1節の繰越金、存目として計上しております。次に3款1項1目1節の町預金利子、これも存目として計上しております。次に3款2項1目1節雑入、これも存目として計上しております。

続きまして歳出でございます。11ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でございます。8節旅費1万円です。10節需用費は前年度より42万9,000円

の減額を行いまして77万8,000円を計上しております。11節役務費は9万8,000円、前年度と同額を計上しております。12節委託料は552万7,000円、前年度より5万8,000円の減でございます。14節工事請負費として10万円を計上しております。17節備品購入費として4万5,000円を計上しております。次に1款2項1目一般会計繰出金は存目として計上しております。次に2款1項1目予備費でございますが10万円を計上しております。説明は以上でございます。

なお、主要な施策に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただき御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳入の駐車場使用料なんですけれども昨年より減額されているということで、今年度の当初予算の審査の際に伺ったら4月から12月分の料金で算定するというようなお話だったかと思うんですが、この金額だと月13万円の設定になっていて今年度よりさらに減っていると思うんですが、令和2年4月から12月の収入が減っていたということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

今、八木委員が言われたとおり4月から12月の平均13万円で計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

令和2年度の審査のとき伺ったら、そのさらに前年度より減っていたと言うことで、そういう意味では年々減っているということなのかなと思うんですが、その際は利用が減っている要因の分析まではしていないという御説明だったと思うんですが、どんどん減っていったるので、やっぱりある程度その要因を調べたり、対策を打ったりした方が良いと思うんですが、何かその辺りはお考えがありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

先程の御質問に関してもう一つプラスでお話しさせていただければ。例年は3か年の平均で時間駐車の見積もっておりました。ただ、今年度コロナ禍において急激に利用に関して落ち込みがございました。先程課長から申し上げたとおり月平均13万円、あくまでもクローズの特別会計ですので、歳入の見積もりに関しては当然安全側で見積もる必要があると思います。今後どうなっていくかというところは我々も言い方が分か

らないんですが、先程申し上げたとおり、あくまでここはクローズの特別会計であるということにおいて安全側で見積もりをしております。で、今後これ以上の落ち込みを見込んでいるかと言うと、さすがにそこは持ち直す、いくらかプラスに転じていくのではないかという見通しを持っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

昨年に関しては当然コロナの影響で外出そのものが自粛されたことがあるのかなと思いますが、例えば、新たに長与に引っ越してきたりした人が駐車場を知らないというケースもあり得ると思うので。もちろんそんなに費用を掛けて宣伝するものでもないと思うんですが、広報等でここに駐車場ありますとか打ってもいいのかなと思いますが。一般の方はこれでいいんですが、その下の定期の長与の方、これも今年度は月30台で計算されていたのが3台分減っていると思うんですが、何か理由があるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

ほぼ先程と同じような答えになりますが、安全側で見積もっているということです。この見積もり時点で27台だったんですね、契約車両が。で、今29台です。ちなみにちょうど今、来年度の更新時期になりますので、まだ全部の申請が来ていないので分からないんですが、昨年度ぐらいの契約台数になるのではないかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

工事請負費の10万円、これの予定がもしあるのであれば教えていただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

今のところ無いんですけど、もしあったらということでしております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

そしたら、つけ方としたら存目計上ぐらいの方が良いんじゃないのかなと。予定があるならばこういうつけ方もあると思うんですけど、予定が無ければ。考え方の相違といえば相違でしょうけど、いかがでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

存目ということでしたが、この14節がこの特会でほかに節が無く節内流用はかないませんので、存目にすると1,000円までしか歳出できないので、何かあったときのために10万円計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の委員会は終了いたします。お疲れさまでした。また明日は9時半からお願いいたします。

（閉会 12時01分）